**●相生市空家活用支援事業**

**事業内容**空家の有効活用や地域の活性化を図るため、空家に住居する場合や事業所、地域交流拠点として活用する者に対し、改修工事費について補助を行う。※空家は、長屋空家も対象とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用用途 | 補助率（限度額） |
| 市街化区域 | 市街化調整区域 |
| 住宅 | 1/4 (上限 75万円) | 1/4 (上限 75万円) |
| 住宅(若年世帯、転入世帯) | 1/3 (上限100万円) | 1/3 (上限100万円) |
| 事業所 | 1/4(上限112.5万円) | 1/4(上限112.5万円) |
| 地域交流拠点 | 1/4 (上限250万円) | 1/4 (上限250万円) |

**補助要件**ア　空家となっている期間が､1年以上であること。

イ　改修後の家屋は、5年以上の活用を行うこと。

ウ　若年世帯は、夫婦どちらかが40歳未満であること。

エ　転入世帯は、空家に居住する方が転入者であること。

オ　地域交流拠点は、自治会等の地域を基盤として活動する団体が活用すること。

カ　改修工事は、市内の事業所と工事契約を行うこと。

**申請者**空家の所有者又は管理者（不動産販売又は不動産貸付を業とする者を除く）

**対象工事**空家家屋の機能回復、設備改善のための工事に係る経費（雨漏り補修､水洗化等）。

**（経費）**ただし、高機能設備の設置及び外構工事に要する費用等は除きます。

**選考基準**自治会等地域の意見を参考とし、次の優先順位に基づき決定します。

①地域交流拠点 ②住宅(若年･転入世帯)　　　③住宅（②以外の住宅） 　④事業所

**申請に必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| □　申請書（様式第１号）□　収支予算書（様式第２号）□　実施計画書（様式第３号）□　工事費内訳表（様式第４号）□　工事費見積明細書 | □　建物図面（付近見取図、配置図、平面図）□　土地及び建物の登記事項証明書又は固定資産証明書□　誓約書（様式第５号）□　納税証明書□　1年以上使用していないことが分かる書類 |

**スケジュール**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 申請期間 | 選考・決定 | 工事期間 |
|  | 時　期 | 令和3年4･5月 | 令和3年6月 | 令和3年6月～令和4年3月 |

※予算の余裕がある場合は、申請期間を概ね11月まで延長します。

**空家相談窓口　〒678-0031　　　　　　　　　　　　　 　　　 TEL：0791-23-7130**

**相生市旭１丁目２番１０号　　　　　　　　　　FAX：0791-23-7137**

**相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係　E-mail：machizukuri@city.aioi.lg.jp**

**@@**

@